

期間延長！

～令和6年3月29日（金）まで延長！お早めに～
（※ただし、期間内でも予算がなくなり次第終了します。）

水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金

水俣市は、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、エアコンまたは冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い換える世帯に、補助金を交付します。

この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギー等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、支援を行う事業の一環です。

また、本市の温室効果ガス排出量の削減につながり、地球温暖化対策が推進されます。

【補助対象者の条件】

- 自らが居住する市内の住宅の既存のエアコンまたは電気冷蔵庫を新品（未使用）のものに交換するために購入し、設置した方
- 同一世帯で生活する方が、令和5年度にこの補助金の交付決定を受けていない方
- 水俣市に住所がある方
- 市税の滞納がない方
- 水俣市家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」に登録がある、または新たに登録する方

【対象製品】

- 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が2027年度基準で86%以上のエアコンおよび2021年度基準で100%以上の電気冷蔵庫
- 製造年が9年以上前の製品の買換えに限ります。（2023年→2014年、2024年→2015年）
- 市内事業者からの購入に限ります。インターネット、テレビ通販等による購入は補助対象外です。
- 1世帯で1回限りとします。複数台購入した場合、一括で申請してください。
- 家庭で使用するものが対象で、業務（事務所等）で使用するものは対象外です。

【補助金額】

- 購入金額合計額（消費税及び設置費用等含む。）の2分の1（1万円未満切り捨て）で上限5万円。
- エアコンと冷蔵庫を同時購入した場合、合計額で計算します。

省エネ家電への買い換えは、二酸化炭素排出削減の効果も期待でき、地球温暖化対策にもなります。

家計の負担を減らしながら、家庭でできる地球温暖化対策に取り組んでみませんか？

19 古くなった
家電の買い替えは
省エネ型にしましょう



CO₂
削減効果

冷蔵庫を10年前の旧型から最新式の省エネ型に
買い替えると、1年間では

ガソリン約**26リットル**(約500km走行)を
使用した際の排出量に相当するCO₂を削減
(CO₂削減量 60.5kg-CO₂/年)

電気代の節約
約**4,800円/年**
(電力量△176.0kWh/年)

出典：くまもとゼロカーボン行動ブックから抜粋

→裏面へ続く

【申請に必要な書類】

- 水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書兼請求書
- 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し（型式等の機種を特定できる記載があるものに限る。）
- 省エネ家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率が達成できている製品であることが確認できるカタログの写し、または仕様書等の写し
- メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- 買い換え前の製品の製造年が分かる写真
- 特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
- 預貯金通帳の写しその他の預貯金口座の口座番号を確認できる書類
- 世帯構成が分かる住民票（住民票謄本）
- 市税の滞納のない証明書
- 水俣市家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」登録用紙（未登録の方のみ）



【申請受付期間】

- 令和5年12月22日(金)～予算がなくなり次第終了（最終締切：令和6年3月29日(金)）
- ※令和5年12月22日（金）以降に購入し、設置した製品に限ります。
 - ※申請状況は市公式HPや市公式LINEで随時お知らせします。

【Q&A】

- Q：補助対象となる経費は何ですか？
- A：対象製品の本体代金、運搬費、設置工事費です。リサイクルする機器のリサイクル料、運搬費、新たに購入する機器の有料追加保障料等は対象外です。
- Q：新規購入、追加購入でも申請できますか？
- A：「買換え」のための補助金ですので、新規、追加分は補助対象外となります。
- Q：世帯主でなくても申請できますか？
- A：申請可能です。ただし、交付は1世帯あたり1回に限ります。
- Q：エアコンを1台処分し、2台購入する場合は、補助対象になりますか？
- A：リサイクルする機器1台につき1台までです。2台目は補助対象になりません。
- Q：二世帯住宅の場合は、世帯別に申請できますか？
- A：同じ建物に居住していても、同一世帯でなければ申請できます。
- Q：市内に住む両親のために、別世帯の子が買い換える場合は対象になりますか？
- A：自ら居住する住宅への設置でなければ対象とはなりません。

【問い合わせ、申請書提出先】（平日8：30～17：15）※12/29～1/3を除く
〒867-8555 水俣市陣内1-1-1 水俣市役所2階 環境課 環境もやい推進係
電話：0966-61-1612 / FAX：0966-63-9044

Mail：kankyo@city.minamata.lg.jp

補助金交付申請書兼請求書、「みなまたエコダイアリー」登録用紙は、水俣市HPの環境サイトまたは環境課窓口にあります。
水俣市HPは、下のURLまたは右のQRコードでアクセスできます。
<https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0033330/index.html>

